

後期高齢者医療制度

保険料率が変わります



被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。令和2年4月1日から令和4年3月31日までの新しい保険料率は、次のとおりです。

●均等割 (被保険者が等しく負担)	(年間) 50,205円	➔	(年間) 52,048円 (1,843円増)
●所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	10.59%	➔	10.98% (0.39ポイント増)
●賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	62万円	➔	64万円 (2万円増)

均等割の軽減割合が見直しされました

【令和元年度】

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
8割軽減	33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)
8.5割軽減	33万円

【令和2年度】

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
7割軽減	33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)
7.75割軽減	33万円

均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

【令和元年度】

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+(28万円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(51万円×世帯の被保険者数)

【令和2年度】

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+(28万5千円 ×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(52万円 ×世帯の被保険者数)

◆ 保険料の計算方法(令和2年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 52,048円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和元年中の所得-33万円)×10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	--	---	--

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

令和2年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

保険料の軽減について

次の①～②に該当する被保険者の方は、保険料が軽減されます。

① 均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	7割軽減	15,614円
33万円	7.75割軽減	11,710円
33万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	26,024円
33万円+(52万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	41,638円

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減になります。
(52,048円→26,024円)

年間保険料額の例

● 単身世帯の場合

夫の年金収入	均等割軽減	年間保険料の目安
80万円	7割	15,600円
168万円	7.75割	28,100円
196万円	5割	73,200円
196.5万円	5割	73,700円
219万円	2割	114,100円
220万円	2割	115,200円

● 夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	年間保険料の目安
80万円	夫	7割	15,600円
	妻		15,600円
168万円	夫	7.75割	28,100円
	妻		11,700円
224万円	夫	5割	103,900円
	妻		26,000円
225万円	夫	5割	105,000円
	妻		26,000円
270万円	夫	2割	170,100円
	妻		41,600円
272万円	夫	2割	172,300円
	妻		41,600円

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
役場 福祉課（医療担当）

☎ 011-290-5601

☎ 42-2640